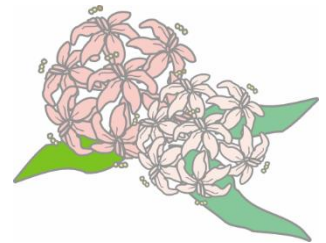


労務通信

2020.10月号

複数事業労働者向けの労災保険給付が始まりました



◆改正の趣旨

令和2年9月1日より、「労働者災害補償保険法」が改正され、複数の会社等に雇用されている労働者の方への労災保険給付が変わりました。

これまでは、複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定されないことが課題でした。このため、多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、法改正が行われました。

◆改正の対象者

今回の改正制度の対象となるのは「複数事業労働者」の方です。「複数事業労働者」とは、被災した時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者の方のことをいいます。被災した時点で複数の会社について労働契約関係にない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点で、複数の会社と労働契約関係であった場合には「複数事業労働者に類する者」として、改正制度の対象となります。また、労災保険に特別加入している方も対象になります。

◆改正内容

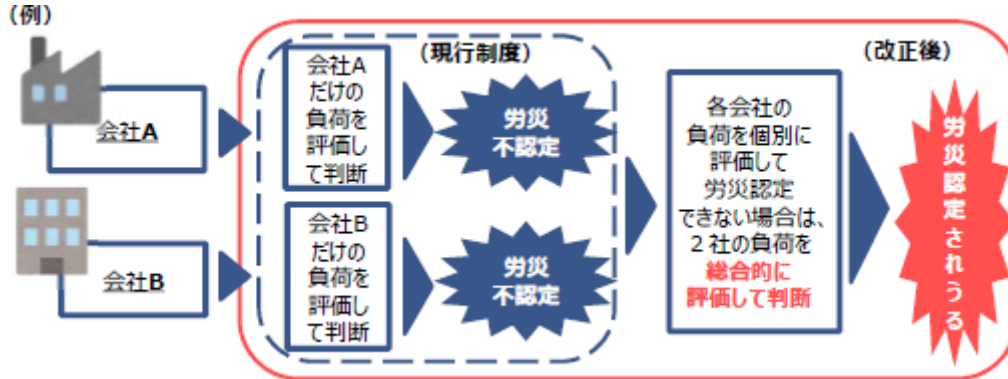
- ① 複数事業労働者の方への保険給付が、すべての働いている会社の賃金額を基礎に支払われるようになります。



※対象となる給付は、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付など

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころのほっとステーション』へ

- ② 複数事業労働者の方については、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるか判断します。



※対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害など

- ③ 労災保険には、各事業場の業務災害の多寡に応じ、労災保険率または保険料を増減させるメリット制がありますが、本制度改正については、メリット制には影響しません。

◎複数の会社等に雇用されている労働者の方々への労災保険給付が変わります

🔗 <https://www.mhlw.go.jp/content/000645682.pdf>

法改正情報

◆最低賃金が改定されました（広島県は現行どおり）

令和2年度地域別最低賃金が改定されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等を踏まえ、現行水準を維持することが適当とされ、引き上げが行われた地域でも引き上げ額は小幅なものとなっています。お住まいの地域、勤務先の最低賃金額にご注意ください。

なお、広島県の最低賃金は、現行の時間額 871円 が維持されました。

広島県の最低賃金

時間額 871円

(令和元年10月1日から)



871円

(現行どおり)

◎地域別最低賃金の全国一覧はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/